

# 訪問薬剤管理指導のサービス 提供に係る重要事項等説明書

三国が丘調剤薬局

# 訪問薬剤管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

訪問薬剤管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が様に説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 事業者名称   | 三国が丘調剤薬局          |
| 事業所の所在地 | 福岡県小郡市あすみ1丁目40番   |
| 指定番号    | 医療機関コード 2640591 号 |
| 代表者名    | 濱田 耕司             |
| 電話番号    | 0942-65-5672      |

## 2. 事業の目的と運営方針

|       |                                                                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的 | 医師の指示があり、在宅で療養し、通院困難な患者様に対し、三国が丘調剤薬局の薬剤師が適正な訪問薬剤管理指導を行うことを目的とします。                                                                   |
| 運営の方針 | ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。<br>② 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。 |

## 3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

### 【訪問薬剤管理指導等サービス】

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

#### 4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

| 従業者の職種 | 員 数 | 通常の勤務体制                        |
|--------|-----|--------------------------------|
| 薬剤師    | 2 名 | ・常勤者（2名）<br>勤務時間－午前9：00～午後6：00 |
| 事務員    | 1 名 | ・常勤者（1名）<br>勤務時間－午前9：00～午後6：00 |

#### 5. 担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師：① 濱田 耕司 （主担当）  
：② 濱田 真梨子  
責 任 者：濱田 耕司

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業所は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

#### 6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- ① 営業日 月曜日から土曜日まで。  
但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月31日～1月3日）は除く
- ② 営業時間 月・水・木・金曜日 午前9：00～午後6：00  
火曜日 午前9：00～午後5：00  
土曜日 午前9：00～午後1：00

#### 7. 緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、薬剤師の携帯電話等へ転送する事により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

**在宅患者訪問薬剤管理指導料**

1 単一建物診療患者が 1 人の場合 650点

2 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合 320点

3 1 及び 2 以外の場合 290点

1 あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、単一建物診療患者（当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険薬局が訪問薬剤管理指導を実施しているものをいう。）の人数に従い、患者 1 人につき月 4 回（末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者にあつては、週 2 回かつ月 8 回）に限り算定する。この場合において、1 から 3 までを合わせて保険薬剤師 1 人につき週 40 回に限り算定できる。

2 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は、1 回につき 100 点を所定点数に加算する。

3 在宅で療養を行っている 6 歳未満の乳幼児であつて、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して薬学的管理及び指導を行った場合は、乳幼児加算として、1 回につき 100 点を所定点数に加算する。

4 保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超えた場合にあつては、特殊の事情があつた場合を除き算定できない。

5 在宅患者訪問薬剤管理指導に要した交通費は、患家の負担とする。

9. 苦情申立窓口

- ① 連絡先 : 0942-65-5672
- ② 担当者名 : 濱田 耕司

年 月 日

所在地  
名 称  
所 属  
氏 名

福岡県小郡市あすみ 1 丁目 4 0 番  
三国が丘調剤薬局  
濱田 耕司

説明者  
印  
印

(甲) 私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲 1) 利用者

住 所  
氏 名

印

(甲 2) 利用者家族

住 所  
(代理人) 氏 名

印